除排雪作業にご理解･ご協力をお願いします

今年も雪のシーズンが到来しました。
東川町では、皆さまの快適な暮らしと安全を守るため、町道や公共施設等の除排雪作業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

除排雪作業の実施スケジュール

（標準的なスケジュールを掲載しており、積雪状況や路面状態によって変動することがあります）

除雪作業

午前2：00 開始 → 除雪作業（町道・公共施設等） → 午前7：30 休憩 → 午前8：30 除雪作業（交差点の拡幅等） → 午後12：30 終了

👉除雪作業は、通勤通学の時間帯の交通に支障が生じないよう、未明から早朝に実施することを基本としており、その出動判断は、積雪状況や気象予報、防災情報等を総合して行うこととしています。また、翌朝までに15cm以上の降雪が見込まれる場合や、吹き溜まりによる交通障害、暖気によるザクザク路面が発生している場合にも出動をすることがあります。

排雪作業

午前8：00 開始 → 排雪作業 → 正午12：00 休憩 → 午後1：00 排雪作業 → 午後4：30 終了

👉除雪作業によって車道や歩道に積まれた雪山を取り除き、道路幅を拡げるために行う排雪は、１シーズン中２～３回程度実施します。作業中は通行規制を伴うためご不便をおかけいたしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。なお、町の除排雪作業は１つのチームによって実施しているため、未明からの除雪作業を実施した日は、職員の勤務の関係から、その日中の排雪作業は行いません。

除雪・排雪のギモン ― 皆さまに知っておいていただきたいこと ―

Q. 除雪車が通ったあと家の前に雪を残していくのはなぜ？

A. 救急車や消防車等の緊急車両が道路の積雪や路面状況の悪化によって通行できなくなることがあってはなりません。町の除雪作業は、このような交通障害を防ぐために「かき分け除雪」によって、車両の通路を確保することを優先しています。
約180kmにも及ぶ町道の除雪を通勤通学の時間帯までに終わらせる必要があることから、ご自宅の間口に残った雪については、各ご家庭において処理をしていただくようご協力をお願いしています。

Q. 朝から雪が降り続き、日中に道路がデコボコになったのに除雪が入らないのはなぜ？

A. 除雪作業は安全を第一に考えて交通量の少ない未明から通勤通学が始まる時間帯までの間に行うことを基本としています。
交通量の多い日中に作業を行うことは、事故や渋滞の発生につながる恐れがあるため、朝から多くの雪が降った日であっても、吹き溜まりによる交通障害解消などの場合を除き日中の除雪作業は原則行なっていませんので、ご理解の程お願いします。

Q. 道路わきにできた雪山が高くなり見通しが悪いのに、なかなか排雪が来ないのはなぜ？

A. 排雪は多くの車両と人の動員を必要とし、短い距離でも長い時間を要する作業です。実施計画に基づき各地区を巡回しながら進めますが、１つのチームにより除雪と排雪の両方を行なっているため、深夜からの除雪作業に出動した場合、その日中は排雪を実施できなくなるという理由から、計画の変更が生じることがあります。なお、東川町アプリでは除雪排雪情報を提供していますので、是非ご活用ください。

東川町 都市建設課 公共施設管理室

除雪スタイルBook

東川町では[除雪スタイルＢｏｏｋ]を発行しています。『みんなで力を合わせて　日本で一番除雪がきれいなまちを目指そう！』をテーマに、行政とご家庭とが一体となり除雪作業に取り組むことで、冬の生活をより安全で快適なものとするための啓発読本です。

QRコードより東川町ホームページにてご覧いただけます

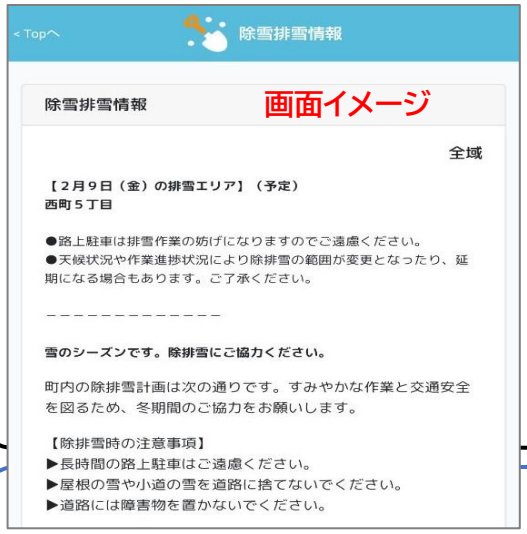

東川町公式アプリ 除雪排雪情報

排雪を実施する際は、一時的な道路の通行規制を行うことがあります。それにより皆さまの生活に支障が生じないよう[東川町公式アプリ]において、排雪を予定しているエリアを、当日朝よりお知らせしています。（公開期間は12月～3月です）

アプリのダウンロードについてはQRコードより東川町ホームページにてご覧ください

除雪車両稼働状況確認マップ

除排雪作業用車両へのGPS端末の搭載により、地図上に作業を行なった道路の軌跡が表示され、除排雪の実施状況が確認できるウェブサイトです。サイトへはパソコン及びスマートフォンからでもアクセスが可能です。

（公開期間は12月～3月です）

東川町及び社会福祉協議会では、病気やケガ等の理由により、ご自身での除雪作業が困難な方のために、下記のサービスや助成事業を行なっています。ご自身が対象になるかについては、各窓口へお問い合わせください。

間口除雪サービス事業

市街地区にお住まいで、高齢や障がいまたは病気やケガ等により、自力での除雪が困難な世帯の方（条件有）

申請窓口：保健福祉課社会福祉室
実施担当：都市建設課公共施設管理室
☎82-2111

除雪費用助成事業

高齢や障がい等により、除雪が困難な世帯に、住宅生活用通路を除雪するための費用を助成します（条件有）

窓口：社会福祉協議会 ☎82-7505